

Z—61—B

## 財務諸表論 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験開始後1時間及び試験終了前10分間は退場できません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。  
鉛筆、赤のインキ及び修正液(修正テープを含む。)を用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用、第二問用及び第三問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に記載してください。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 試験問題は、平成23年4月18日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「B1～B16」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 —25点—

次の文章は、「企業会計原則注解」と「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「基準」という。)の一部を抜粋したものである。これらの文章に関連する以下の問に答えなさい。

「企業会計原則注解」

企業会計上継続性が問題とされるのは、1つの会計事実について2つ以上の会計処理の原則又は手続の ① が認められている場合である。

このような場合に、企業が選択した会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用しないときは、同一の会計事実について ② が算出されることになり、財務諸表の ③ を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。

「基準」

「会計上の見積り」とは、資産及び負債や収益及び費用等の額に ④ がある場合において、財務諸表作成時に ⑤ に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。

「会計方針の変更」とは、従来採用していた一般に公正妥当と認められた会計方針から他の一般に公正妥当と認められた会計方針に変更することをいう。

- 1 空欄 ① から ⑤ に入るべき適切な語句を記入しなさい。
- 2 下線部(イ)について、企業会計上継続性が真実性の原則にとってどのような意義を有するかについて説明しなさい。
- 3 下線部(ロ)に関する以下の問に答えなさい。
  - (1) 過年度に営業債権に対して設定された貸倒引当金の見積額が、当期末において過小と判断されたので、「基準」に基づき会計上の見積りの変更の手続が適正に行われたとする。この場合に、貸倒引当金不足額が表示されるべき当期の損益計算書上での表示区分について、答案用紙の区分欄に記入しなさい。さらに、この表示区分で貸倒引当金不足額が表示されるべき根拠を「基準」に基づいて、答案用紙の根拠欄に記入しなさい。
  - (2) 有形固定資産の耐用年数の短縮という会計上の見積りの変更に関連して、次の文章の a～d の記号が付された下線部のいずれか1つに、正しくない語句が記されている。正しくない語句がある下線部の記号を1つだけ答案用紙の記号欄に記入するとともに、プロスペクティブ方式のみを認め、キャッチ・アップ方式は廃止するとした「基準」に基づいてこの文章を訂正するために必要な正しい語句を答案用紙の訂正欄に記入しなさい。

「キャッチ・アップ方式として処理されている事例の多くは、将来に生じる減損損失の前倒し的な意味合いが強いのではないかという指摘もある。」

4 下線部(イ)に関する以下の問いに答えなさい。

- (1) 正当な理由により会計方針の変更を行う2つの場合を「基準」に従って述べなさい。
- (2) 有形固定資産の減価償却方法の変更は会計方針の変更に該当するが、それが会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に当たると「基準」が判断している理由を具体的に述べなさい。

〔第二問〕 —25点—

企業会計原則(第三、五)は、「資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。」と述べている。これに関連して、以下の問に答えなさい。

1(1) 次の文章の空欄 ① から ⑥ に適切な語句を記入しなさい。

費用配分の原則の機能面に着目すれば、当該原則は、① の時点と ② の認識時点との時間的なずれを調整するためのものであると言える。このような観点からすると、配分されるべき ① は、③、④、次期以降という3つの時点によって区分され、それに応じて当該原則の意味も3つに分類される。

1つめは、③ に ① された原価で ④ に ⑤ として繰り越されてきたもの(の一部)を、④ の ② として認識するものである。

2つめは、④ に ① された原価(の一部)を、そのまま ④ の ② として認識するものである。

3つめは、① は次期以降に行われるものの、② が ④ に ⑥ していると認められるために、次期以降の ① の一部(または全部)を ④ の ② として認識するものである。

(2) 企業会計原則における配分及び資産除去債務の会計処理における除去費用の配分は、これら3つの配分のうちのいずれを想定しているか。番号で答えなさい(例えば、1つめであれば「1」と解答しなさい。ただし複数解答可)。

2 次の各文章について、誤っている箇所があれば解答用紙の正誤欄に×印を、誤っている箇所がなければ○印を記入し、誤っている箇所がある場合には、その理由を簡潔に述べなさい。

(1) 移動平均法よりも先入先出法を採用するほうが、利益が大きく計算される。ただし期末時点で在庫はゼロになっていないものとする。

(2) 正規の減価償却は、計画的・規則的な方法に基づき減価償却費を計算し、取得原価を各期に配分することによって、資産の適正な価値を評価することを目的としている。

(3) ファイナンス・リースの借手の会計処理において、毎期の費用として毎期のリース料と同額が計上される。

3 費用配分の原則と費用収益対応の原則との関係について簡潔に説明しなさい。

4 利益計算はキャッシュ・フローの配分であると言われることがあるが、その意味について簡潔に説明しなさい。

〔第三問〕 —50点—

次の問1及び問2について、答案用紙の所定の箇所に解答を記入しなさい。

問1 【資料1】、【資料2】及び【資料3】に基づき、次の(1)及び(2)の各問について、答えなさい。

- (1) 株式会社港商事の第24期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)における貸借対照表及び損益計算書を、会社法及び会社計算規則に準拠して作成しなさい。
- (2) 【資料3】の株式会社港商事の株主資本等変動計算書の空欄①から⑤の金額を求めなさい。

(解答上の留意事項)

- イ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、指示のない限り税抜方式で処理されているものとし、また、特に指示のない限り消費税等について考慮する必要はないものとする。
- ロ 税効果会計は、特に記述のない項目については適用しない。また、その適用に当たっては、実効税率を40%とする。税務上の処理との差額は一時差異に該当し、繰延税金資産の回収可能性については問題のないものとする。
- ハ 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的方法によるものとし、金額の重要性は考慮しないものとする。
- ニ 計算の過程で生じた千円未満の端数は、百円の位で四捨五入するものとする。
- ホ 日数の計算は、すべて月割計算で行うものとする。

【資料1】平成23年3月31日現在の株式会社港商事の決算整理前残高試算表

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金預金	830,227	買掛金	251,839
受取手形	83,610	借入金	245,000
売掛金	522,670	未払金	24,100
繰越商品	138,450	預り金	6,700
仮払金	72,050	仮受金	3,900
繰延税金資産(短期)	13,718	仮受消費税等	177,340
仮払消費税等	140,720	賞与引当金	21,500
建物	36,000	貸倒引当金(短期)	7,983
工具器具備品	17,000	退職給付引当金	47,280
建設仮勘定	16,000	営業保証金	23,700
ソフトウェア	34,800	建物減価償却累計額	16,200
投資有価証券	171,640	工具器具備品減価償却累計額	8,165
差入保証金	16,000	資本金	500,000
繰延税金資産(長期)	18,912	資本準備金	100,000
商品仕入	2,705,350	利益準備金	23,000
販売費及び一般管理費	536,069	別途積立金	30,000
支払利息	1,900	繰越利益剰余金	76,670
雑損失	5,500	その他有価証券評価差額金	0
法人税等	27,100	売上高	3,816,140
		受取利息	2,057
		受取配当金	3,982
		雑収入	2,160
合計	5,387,716	合計	5,387,716

【資料2】 決算整理の未済事項及び参考事項

1 現金預金に関する事項

残高試算表の現金預金の内訳は次のとおりである。

種 類	帳簿残高	備考
現 金	1,300 千円	下記(1)参照
当座預金	388,762 千円	下記(2)参照
普通預金	248,165 千円	下記(3)参照
定期預金	192,000 千円	下記(4)参照

- (1) 金庫内に得意先より売掛代金として回収した小切手 4,400 千円が保管されており、記帳漏れであった。
- (2) 銀行残高確認書の金額は 389,042 千円であった。帳簿残高 388,762 千円との差異を調査したところ、修繕代金として渡した小切手が未取付であったことが判明した。
- (3) 銀行残高確認書の金額は 239,365 千円であり、帳簿残高 248,165 千円との差異は 3 月 31 日に支払った買掛金の未記帳であった。
- (4) 帳簿残高は金額平成 22 年 7 月 1 日に預け入れた外貨建定期預金である。預入金額は 2,000 千 US ドル、利率年 2%、利払日は年 2 回(12 月末及び 6 月末)、満期日は平成 24 年 6 月 30 日である。なお、未収利息の計上は未了である。また、決算期末日の為替相場は 91 円/US ドルである。

2 受取手形及び売掛金に関する事項

- (1) 売掛金残高のうちに次の US ドル建売掛金が含まれていた。

売上計上日	売上外貨額	入金予定日
平成 22 年 11 月 30 日	60 千 US ドル	平成 23 年 4 月 30 日

当該外貨建売掛金は当期の予算編成時の予定レート 95 円/US ドルで仮計上されている。

また、当該外貨建売掛金の為替リスクを回避するため、平成 23 年 2 月 1 日に予約レート 92 円/US ドルの為替予約を行った。当該為替予約の処理については振当処理を行い、直先差額は月割により期間配分する。なお、直物為替相場は次のとおりであった。

平成 22 年 11 月 30 日	94 円/US ドル
平成 23 年 2 月 1 日	93 円/US ドル
平成 23 年 3 月 31 日	91 円/US ドル
平成 23 年 4 月 30 日	90 円/US ドル

- (2) 得意先との期末残高確認の結果、得意先 A 社について以下の差異が生じていた。

当社残高	得意先回答額	差異
5,500 千円	4,500 千円	1,000 千円

差異原因を調査したところ、当社販売担当者が売上単価を過大に計上していたことが判明した。

- (3) 得意先 B 社は経営状況が芳しくなく、平成 22 年 12 月 20 日入金予定の売掛金 25,000 千円について期末に至るまで入金がない。同社に対しては期末現在当該売掛金のほか平成 23 年 4 月 30 日支払期日の受取手形 8,000 千円を有しており、貸倒懸念債権に分類する。なお、B 社からは営業保証金 1,500 千円を預かっている。
- (4) 得意先 C 社は前期より経営状況が悪化していたため、前期末において売掛金残高 6,500 千円について貸倒懸念債権に分類していたが、当期に至り民事再生法による再生手続申立てを行ったため、債権について今後 1 年以内に回収できないと判断し、破産更生債権等に分類する。当期において C 社との取引はなく、債権の回収もない。なお、C 社からは取引開始時より営業保証金 1,000 千円を預かっている。

### 3 貸倒引当金に関する会計方針

- (1) 受取手形及び売掛金の期末残高に対して、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分して以下のように貸倒引当金を設定する。なお、繰入れは差額補充法によるものとし、破産更生債権等に対する貸倒引当金繰入額は差額補充法により特別損失に計上するものとする。
- ① 一般債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき受取手形及び売掛金の期末残高の 1 % を計上する。
  - ② 貸倒懸念債権に対しては、債権総額から営業保証金を控除した後の残額の 50 % を引当計上する(前期も同様である)。
  - ③ 破産更生債権等に対しては、債権総額から営業保証金を控除した後の残額を引当計上する。
- (2) 税務上の繰入限度額に関して、貸倒懸念債権は一般債権として貸倒引当金の限度額計算を行っている。
- (3) C 社以外の営業債権に対する税務上の貸倒引当金繰入限度額は 767 千円であり、C 社債権については営業保証金控除後の債権残高の 50 % が税務上損金として認められるものとする。
- (4) 税務上の繰入限度超過額に対して税効果会計を適用する。なお、前期末において C 社を含めた営業債権に対する貸倒引当金に税効果会計を適用し計上した繰延税金資産は 2,918 千円である。
- (5) 残高試算表の貸倒引当金(短期)残高は、受取手形及び売掛金に対する前期末残高であり、破産更生債権等に対するものはない。

#### 4 投資有価証券に関する事項

残高試算表の投資有価証券の内訳は次のとおりである。

銘柄	数量	帳簿価額	期末における 1株の時価	1株当たりの 純資産額	備考
D社株式	1,000株	64,000千円	—	120,000円	下記(4)①参照
E社株式	60株	7,500千円	—	55,000円	下記(4)②参照
F社株式	50株	2,500千円	—	136,000円	下記(4)③参照
G社株式	30,000株	91,740千円	4,150円	—	下記(4)④参照
H社株式	下記(4)⑤参照	5,900千円	235円	—	下記(4)⑤参照
合計		171,640千円			

(1) 投資有価証券は、関係会社株式に該当するもの以外すべて「その他有価証券」に区分する。

評価については、時価のある株式は決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法(税効果会計を適用する。))により処理し、売却原価は移動平均法により算出する。

また、時価のない株式については移動平均法による原価法によっている。

(2) 時価のある株式については期末時価が、時価のない株式については対象会社の1株当たり純資産額に株数を乗じた金額が、それぞれ取得原価より50%以上下落した場合には減損処理することとしている。また、この減損処理は、税務上もその全額が損金として認められるものとする。

(3) 前期決算の「その他有価証券」に係る評価仕訳(税効果に関する仕訳を含む。)は期首に振戻しを行っている。なお、前期末におけるG社株式及びH社株式の1株の時価は次のとおりであった。

G社株式	2,900円
H社株式	270円

(4) 上記の投資有価証券の備考の内容は以下のとおりである。

- ① D社株式は非上場株式であり、当社はD社の議決権の80%を所有している。
- ② E社株式は非上場株式であり、当社はE社の議決権の15%を所有している。
- ③ F社株式は非上場株式であり、当社はF社の議決権の8%を所有している。また、当社と緊密な者(当社の役員)がF社の議決権の48%を所有しており、かつ、F社の取締役5人のうち3人は当社の役員である。
- ④ G社株式は上場株式である。なお、G社株式について当期における売買はない。
- ⑤ H社株式は上場株式であり、前期以前から20,000株を所有していたが、当上半期に10,000株を2,500千円で購入し、購入代金を仮払金に計上している。その後当下半期に15,000株を3,900千円で売却し、売却代金は仮受金で処理している。なお、当該購入に伴う付随費用及び売却に伴う手数料は考慮しないものとする。

5 棚卸資産に関する事項

当社は単一種類の機械装置を仕入販売しており、期別総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)により評価している。

- (1) 残高試算表の繰越商品の残高は前期末残高である。
- (2) 当期の商品受払帳は次のとおりである。

(単位：台)

期首	当期仕入	得意先へ払出	自社へ払出	期末
45	919	926	3	35

- ① 期末実地棚卸の結果は 35 台であり、商品受払帳と相違はなかった。
- ② 自社への払出は試験研究用に払い出したものであり、販売費及び一般管理費に振り替える。
- (3) 当社は売上計上基準に得意先の検収基準を採用しているが、商品受払帳の払出記帳は得意先への出荷の際に行っており、平成 23 年 3 月出荷済で 4 月の得意先検収となった商品が 6 台生じている。なお、売上高の計上は検収基準により適正に行われている。
- (4) 期末における商品の売価及び見積販売直接経費は次のとおりである。

売価(1台当たり)	4,200 千円
見積販売直接経費(同)	95 千円

なお、前期末の商品について収益性の低下による簿価切下げは行っていない。

6 有形固定資産に関する事項

有形固定資産の内訳は次のとおりであり、当期における減価償却費の計算は未了である。なお、当社は平成 19 年度税制改正後も引き続き改正前の減価償却方法を採用している。

- (1) 建物の内訳は次のとおりである。

項目	取得年月	取得原価	償却方法	耐用年数	償却率
本社事務所内部造作	平成 12 年 4 月	36,000 千円	定額法	20 年	0.050

(注) 残存価額は取得原価の 10% とする。

- (2) 器具及び備品の内訳は次のとおりである。

項目	取得年月	取得原価	償却方法	耐用年数	償却率
コンピューター式	平成 19 年 12 月	12,000 千円	定率法	5 年	0.369
オフィス用家具一式	平成 21 年 10 月	5,000 千円	定率法	15 年	0.142

(注) 残存価額は取得原価の 10% とする。

- (3) 建設仮勘定に計上されている 16,000 千円は従前より使用していたコンピューター式を更新するために支出した額である。当該新しいコンピューター式は平成 22 年 10 月 1 日より事業の

用に供しており、耐用年数5年(償却率0.369)の定率法で償却する。また、従前より使用していたコンピューター一式は平成22年12月31日にすべて除却した。除却に当たり、当期首から除却時までの減価償却を行う。

- (4) 減価償却計算に係る税効果は考慮しないものとする。
- (5) 有形固定資産の貸借対照表の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法による。

#### 7 ソフトウェアに関する事項

ソフトウェアの内訳は次のとおりであり、当期の償却計算は未了である。いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減効果が確実と認められる。償却年数は5年として前期まで償却している。

システム	利用開始時期	前期末帳簿価額
会計処理	平成21年2月1日	27,600千円
営業管理	平成19年12月1日	7,200千円

#### 8 借入金に関する事項

借入金の内訳は次のとおりである。なお、経過利息の会計処理が未了である。

金額	備考
45,000千円	平成22年12月1日に借り入れた。平成23年11月30日に一括返済する。利率は年2%で、借入時に利息を全額支払済である。
200,000千円	平成22年10月1日に借り入れた。平成23年9月30日を第1回とし、平成27年9月30日まで毎年9月末に元金均等返済を行い、利息も元金返済日に支払う。利率は年2.5%である。

#### 9 従業員賞与に関する事項

従業員賞与については、平成23年7月の夏期賞与の支給が46,000千円と見込まれている。支給対象期間は1月から6月であるため、当期の負担額を引当計上する。

残高試算表の賞与引当金21,500千円は前期末残高であり、販売費及び一般管理費に計上されている平成22年7月支給額と相殺処理する。

税務上、賞与は支出時に損金算入されることになっているので、賞与引当金繰入額に対して税効果会計を適用する。

#### 10 退職給付会計に関する事項

当社は確定給付型の企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除し

た金額を退職給付引当金として計上している。

なお、残高試算表の退職給付引当金残高は前期末残高である。

- (1) 前期末退職給付債務は72,800千円である。当社では平成22年4月1日に退職年金規程を改訂し、退職金を減額した。退職年金規程改訂後の平成22年4月1日現在の退職給付債務は64,300千円となった。
- (2) 当期の勤務費用及び利息費用(ともに規程改訂後)は次のとおりである。

勤務費用	2,703千円
利息費用	1,286千円

- (3) 期首年金資産は23,300千円である。
- (4) 期待運用収益率は3%であり、期待運用収益はこの率に基づいて計算する。
- (5) 未認識数理計算上の差異は発生年度の翌期から10年で償却を行っており、内訳は次のとおりである。

発生年度	発生金額	発生原因
平成21年3月期	△8,800千円	年金資産の実際運用収益が期待運用収益を下回ったため
平成22年3月期	5,700千円	年金資産の実際運用収益が期待運用収益を上回ったため

- (6) 過去勤務債務は発生年度より5年で償却する。
- (7) 当期における掛金拠出額は3,370千円で、仮払金で処理されている。
- (8) 税務上、退職給付費用は損金として認められないため税効果会計を適用する。

## 11 諸税金に関する事項

- (1) 当期に納付した前期分の事業税の確定税額は5,500千円であった。各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。
- (2) 当期の確定年税額(中間納付額及び源泉徴収税額控除前)は、法人税及び住民税が192,000千円、事業税が37,000千円(付加価値割及び資本割により算定された税額2,000千円を含む)、消費税等が36,700千円である。  
残高試算表において、法人税及び住民税の中間納付額23,000千円並びに事業税の中間納付額4,100千円は法人税等に、源泉徴収された所得税及び住民税利子割額780千円並びに消費税の中間納付額15,400千円は仮払金に計上されている。
- (3) 消費税等については、確定納付税額を未払消費税等に計上し、残高試算表の相殺残高との差額があれば、雑損失又は雑収入処理するものとする。
- (4) 税務上、事業税の未払計上額は損金として認められないため、税効果会計を適用する。

## 12 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の表示に当たっては、流動項目及び固定項目においてそれぞれ

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した純額表示をするものとする。

### 13 剰余金の処分に関する事項

平成 22 年 6 月 27 日の株主総会で次の内容の剰余金の処分が承認されている。

#### (1) 期末配当に関する事項

- |              |                  |
|--------------|------------------|
| ① 配当財産の種類    | 金銭とする            |
| ② 配当総額       | 50,000 千円        |
| ③ 配当財源       | 繰越利益剰余金          |
| ④ 配当の効力が生ずる日 | 平成 22 年 6 月 28 日 |

配当金は全額支払済であり、仮払金で処理されている。また、準備金の積立は未処理である。

- (2) 繰越利益剰余金を財源として、10,000 千円の別途積立金の積立が行われているが、会計処理は行われていない。

【資料3】

株主資本等変動計算書

自平成22年4月1日

至平成23年3月31日

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計	純資産合計		
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計			評価・換算 差額等	
		資本剰余金	利益準備金	その他の利益剰余金						
				別途積立金						繰越利益 剰余金
前期末残高	500,000	100,000	23,000	30,000	76,670	129,670	729,670	④		
当期変動額 剰余金の配当			①		③					
別途積立金の積立				②						
当期純利益										
株主資本以外の当期 変動額(純額)								⑤		
当期変動額合計										
当期末残高	500,000	100,000								

問 2 東京商事株式会社(以下「東京商事」という。)は平成 21 年 4 月 1 日に 100 % の出資をして大阪商事株式会社(以下「大阪商事」という。)を設立した。東京商事は連結財務諸表規則に基づき、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表を作成する。【資料 1】及び【資料 2】に基づき、連結貸借対照表における「売掛金」、「商品」、「資本金」及び「利益剰余金」、並びに連結損益計算書における「売上高」及び「売上原価」の金額を答えなさい。

解答上の留意事項

- イ 東京商事及び大阪商事の個別財務諸表は適正に作成されているものとする。
  - ロ 計算の過程で生じた千円未満の端数は、百円の位で四捨五入するものとする。
  - ハ 連結決算上、【資料 1】及び【資料 2】以外の項目は考慮する必要はない。
- (注) 解答の便宜上、(個別)貸借対照表及び連結貸借対照表の科目名称は、財務諸表等規則及び連結財務諸表規則に記載の科目名称から一部変更している。

【資料1】

(1) 平成23年3月31日現在の東京商事の(個別)貸借対照表の一部

科目	金額	科目	金額
⋮	⋮	⋮	⋮
売掛金	161,000	買掛金	56,700
商品	58,300	⋮	⋮
⋮	⋮	資本金	600,000
関係会社株式	50,000	⋮	⋮
⋮	⋮	利益剰余金合計	900,000
⋮	⋮	⋮	⋮

(2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの東京商事の(個別)損益計算書の一部

科目	金額
売上高	924,000
売上原価	682,000
⋮	⋮

(3) 平成23年3月31日現在の大阪商事の(個別)貸借対照表の一部

科目	金額	科目	金額
⋮	⋮	⋮	⋮
売掛金	36,700	買掛金	16,900
商品	18,800	⋮	⋮
⋮	⋮	資本金	25,000
⋮	⋮	資本準備金	25,000
⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	利益剰余金合計	20,000
⋮	⋮	⋮	⋮

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの大阪商事の(個別)損益計算書の一部

科目	金額
売上高	213,600
売上原価	193,200
⋮	⋮

【資料2】 連結財務諸表作成上の考慮事項

- (1) 東京商事及び大阪商事ともに決算日は3月31日の年1回である。
- (2) 東京商事は大阪商事以外に関係会社を有していない。また、東京商事と大阪商事との間に未達取引はない。
- (3) 東京商事が有する大阪商事に対する期末日の売掛金残高は16,900千円である。
- (4) 大阪商事は設立以来商品を全額東京商事から仕入れている。大阪商事の当期の商品仕入高は191,400千円であり、当期における東京商事の大阪商事向け売上の利益率は20%であった。また、大阪商事の当期首商品残高は20,600千円であり、全額当期に販売されており、前期における東京商事の大阪商事向け売上の利益率は15%であった。



